

福島市における新型コロナウイルスに係る今後の対策について

令和2年3月13日

政府の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾を踏まえ、福島市においては、次の対策を進める。

I 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

1. 感染拡大防止策

- (1) 引き続き市民に対し、感染拡大防止対策の徹底を要請する。
- (2) 市主催のイベント等について、さらに当分の間、規模、密集度等を勘案して、開催の必要性を検討し、実施の有無、延期、内容の見直し等を判断する。
※ 特にクラスターが発生しやすい3つの条件が揃う場所を生じさせないよう留意する。

☞ **特にクラスターが発生しやすい3つの条件が揃う場所**

- ① 密閉空間であり換気が悪いこと
- ② 手の届く距離に多くの人がいること
- ③ 近距離での会話や発声があること

- (3) 実施する場合は、手洗いの推奨、アルコール消毒薬の設置、風邪症状の方の不参加依頼など、感染拡大防止の対策を講じるとともに、下記の3原則に留意する。

☞ **イベント実施の場合の3原則**

- ① 換気を励行する
- ② 人の密度を下げる
- ③ 近距離での会話や発声、高唱を避ける

- (4) (2)(3)については、民間主催のイベント等についても要請する。
- (5) 政府の実施するマスクや消毒液の確保対策について、本市の対象者が利用できるよう情報提供するとともに、市として必要な予算措置等を講じる。
- (6) 医療機関や高齢者施設等において、(5)の対策によるマスクが供給されるまでの間、不足が生じた場合は、可能な範囲で市備蓄マスクの提供を行う。

2. 医療提供体制

- (1) 3月末までに、市保健所において、1日あたり8人分のPCR検査が実施できるよう体制を整備する。
- (2) 帰国者・接触者外来の増設を図る。(3か所→7か所)

- (3) 感染拡大期に備え、感染症指定医療機関の8床（第一種2床、第二種6床）に加え、協力医療機関により7床～12床の入院病床を確保する。
- (4) PCR検査の保険適用に対応し、円滑に検査が実施されるよう体制整備する。
- (5) 感染が疑われる場合の検査・受診の方法について、市民に周知徹底する。

II 臨時休校等に伴う課題への対応

1. 休校中の児童生徒への対応

- (1) 学校において、児童生徒の動向を確認し、休校中の学習・健康保持等が適切に行われるようサポートを行う。
- (2) 事情のある児童生徒については、学校での受入れを行うとともに、体制が確保された放課後児童クラブでも受入れを行う。その際、健康保持や学習等のため、追加的な対策が必要な場合は、市としてできる限りの支援を行う。
- (3) 児童虐待の兆候に留意し、発見した場合は、関係機関と連携して、速やかに対処する。

2. 保護者・事業者等への支援

- (1) 事業者による保護者の休暇取得支援や放課後児童クラブ等における受入れに対する支援、保護者の休暇取得支援等が適切に活用できるよう情報提供するとともに、市として必要な予算措置等を講じる。
- (2) (1)で受入れを行うために午前中から開設・対応する放課後児童クラブに対しては、マスクや消毒液アルコール等感染予防のための衛生用品、備品等購入に対して必要な補助を行う。
- (3) 休校に伴う学校給食費の返還を行う。
- (4) 小学校の臨時休校措置により発生したファミリーサポート事業を利用せざるを得ない保護者の利用料の一部助成を行い、経済的負担の軽減を図る。

III 事業活動の縮小や雇用への対応

1. 民間事業者に対する金融支援等

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る国・県等の特別融資等について情報提供し、その円滑な活用をサポートする。
- (2) (1)の特別融資等のうち県の新型コロナウイルス対策特別資金については、市において、保証料・支払利子に係る補助を行う。
- (3) 採用内定の取り消しを行わないようお願いするとともに、学生の採用活動で様々な工夫を講じるなどご配慮をお願いします。

2. 観光事業者に対する支援措置

- (1) キャッシュレス化や多言語表示、バリアフリー化等インバウンド受け入れ環境の整備に係る補助の活用をサポートする。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の終息を見据えながら、誘客キャンペーンを図る。
- 3. ピンチをチャンスに変える取り組みの促進
 - (1) 新型コロナウイルス感染症によるダメージを受けている中においても、その先を見据え、集客力向上やバリアフリー化、多文化対応などの販路開拓をはじめ、スキルアップの研修等に取り組む事業者を、国等の制度も活用しつつ、支援を行う。
 - ☞ (例) 給食再開に備えた調理業者による衛生管理向上のための職員研修

IV 事態の変化に即応した緊急措置

- 1. 市施設使用料の還付
 - (1) 3月2日までに使用申請した団体で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、使用申請をキャンセルした団体については、施設使用料を全額還付する。
- 2. 市県民税の申告期限の延長
 - (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、市県民税の申告期限について4月16日まで延長する。
- 3. 各種窓口手続きの簡略化等
 - (1) 転入手続きを弾力化し、転出手続きの郵送対応を行い、転入手続きの届出期間後の届出を期間内同様に取り扱う。
 - (2) マイナンバーカードの保管期間を延長する。
 - (3) 道路占有者から許可期間又は工事期間の延長申請があった場合は、必要な範囲で認めるとともに、当該手続きについては、電話による連絡を認める。
- 4. 認可保育施設の利用者負担額（保育料など）減額
 - (1) 認可保育施設を利用し、新型コロナウイルス感染症対策により家庭で保育いただいた方について、一定の基準で利用者負担額（保育料）を減額